別紙１

○○○○運営推進会議設置運用要綱

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、○○○○介護・医療連携推進会議設置運用要綱）

（目的）

第１条　「瀬戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第○○※１条及び「瀬戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」第○○※２条に基づき、利用者や家族、関係機関などからの要望、助言等を聞き、また「○○○（事業所名）」が提供しているサービスを明らかにすることにより、サービスの質の確保・向上を図ることを目的として、「○○○○運営推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

※１（地域密着型サービス）

地域密着型通所介護　第59条の17

療養通所介護　第59条の38

認知症対応型通所介護　第80条

小規模多機能型居宅介護　第108条

看護小規模多機能型居宅介護　第202条

認知症対応型共同生活介護　第128条

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　第177条

定期巡回・随時対応型訪問介護看護　第39条

※２（介護予防地域密着型サービス）

　介護予防認知症対応型通所介護　第39条

　介護予防小規模多機能型居宅介護　第65条

　介護予防認知症対応型共同生活介護　第86条

（組織）

第２条　会議は委員○名以内で構成する。

２　委員は、次に揚げる者のうちから事業所の長が委嘱する。

　（１）利用者又は利用者の家族

　（２）地域住民の代表又は当該サービスに知見を有する者

　（３）市職員又は地域包括支援センター職員

　（４）地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ）

３　委員の任期は○年とし、再任を妨げない。

（開催）

第３条　会議の開催方法は次のとおりとする。

　（１）会議は、原則として、２か月に１回開催とする。

※地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の場合は、「６か月に１回」、療養通所介護の場合は、「１２カ月に１回」とする。

　（２）会議は事業所の長が召集する。

　（３）会議の進行は事業所にて行う。

（議題）

第４条　会議の議題は次のとおりとする。

　（１）利用者の状況、サービス提供の状況

　（２）サービスの評価

　（３）サービスへの要望、助言など

　（４）その他特に必要と認められた事項

（通知方法等）

第５条　会議開催の通知方法等は次のとおりとする。

　（１）会議開催予定日を市に報告し調整をする。

　（２）会議開催通知は、書面配付、掲示等により行う。

　（３）開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含む。

（記録の作成及び公表）

第６条　会議の議事については、開催の都度、報告事項、評価、要望、助言、出席者の発言等の記録を作成し、各委員に送付するとともに事業所内において閲覧できるようにする。

（守秘義務）

第７条　守秘義務については次のとおりとする。

　（１）運営推進会議委員は、会議において知り得た利用者及び家族の情報を他に漏らすことをしてはいけない。また、委員を退いた後においても、同様とする。

　（２）運営推進会議委員に関する個人情報は、行政監査、介護サービス情報等における氏名等の最小限の情報提供以外は、同意無しに、または、同意を得ずに公表される事は無い。

（庶務）

第８条　会議の庶務は、事業所において処理する。

　附　則

　この要綱は、令和○○年○○月○○日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和○○年○○月○○日から施行する。